

くらしのミニ情報

リコール情報サイトをご覧ください!

消費者庁では、無償改修・回収などが行われている消費者向けの製品について、リコール情報サイトを開設し、情報の提供を行っています。

皆さまの御家庭にも該当する製品があるかもしれませんので、折に触れて確認をお願いします。

もし、該当製品がお手元にあって使用をしている状態であれば、すぐに使用を中止して事業者にご連絡をしてください。



●消費者庁リコール情報サイト

(パソコンから) <http://www.recall.go.jp>

(携帯電話から) <http://www.recall.go.jp/m/>

●リコール情報メールサービス登録アドレス

<http://www.recall.go.jp/service/register.html>

ご案内

消費生活 出前講座

職員が地域や消費者・高齢者の集まり、高等学校や社員研修などの場にお伺いして、悪質商法の手口や対処方法などをご説明させていただきます。

お申込みは、まずはお電話で各消費生活センターへご連絡ください。

借金の返済で 困っていませんか

県内4か所の県消費生活センター(1面参照)では、「多重債務」で苦しんでいる人のご相談を随時受け付けています。借金の内容を確認し、弁護士・司法書士による債務整理につなげるお手伝いをしています。お近くの消費生活センターにご相談ください。

●松本消費生活センターが移転しました●

長野県松本消費生活センターは、平成25年2月12日に県松本合同庁舎4階に移転しました。
新しい住所・電話番号などは1面のとおりです。(相談受付時間 8:30~17:00)

編集・発行 長野県企画部 消費生活室
E-mail shohi@pref.nagano.lg.jp

〒380-0936 長野市大字中御所字岡田98-1
TEL026-223-6770 FAX026-223-6771

くらし得情報 はインターネットでもご覧いただけます。また、県では「消費生活情報メールマガジン」も配信しています。詳しくは県消費生活情報ホームページをご覧ください。

●<http://www.nagano-shohi.net/>



くらし得情報

MARUTOKU

- オンラインゲームのトラブルにご注意を!1
- 社会経験の少ない若者を悪質商法が狙っている!!2、3
- くらしのミニ情報 他4

オンラインゲームのトラブルにご注意を!

「クレジットカード会社から身に覚えのない高額な請求が届いたので確認するとオンラインゲームの利用料ということだった。同居している孫に聞くと私のクレジットカードを勝手に持ち出しカード番号を登録したと話した。私はクレジットカードの使用を認めていないので支払いを免除してもらう方法はないか」。こうした親や祖父母のクレジットカードを子どもが勝手に利用したことによるトラブルなど、オンラインゲームに関する相談が寄せられています。

オンラインゲームは、利用機器やアイテム購入の支払方法が多様化し気軽に利用しやすくなっていますが、一方で、いったんトラブルが発生すると解決が難しくなってしまう。



オンラインゲームの利用にあたっては次の点にご注意ください。

- 子どもにオンラインゲームを利用させる場合には、利用方法等を事前に子どもと十分に話し合う。
- クレジットカードの番号は安易に子どもに教えないなど、クレジットカードやその情報を登録しているサイトID等の管理には細心の注意を払う。
- オンラインゲームを子どもに利用させる場合には、ゲームの内容や課金の仕組み、利用する機器の機能を一緒に確認する。

『困った』『どうしよう』など消費者トラブルでお困りのときは、消費生活センターにご相談ください!

長野消費生活センター

長野市大字中御所字岡田98-1 県長野保健福祉事務所庁舎1階
☎026-223-6777
FAX:026-223-6771

飯田消費生活センター

飯田市追手町2-641-47 飯田市美術博物館隣
☎0265-24-8058
FAX:0265-21-1703

松本消費生活センター

松本市大字島立1020 県松本合同庁舎4階(平成25年2月12日~)
☎0263-40-3660
FAX:0263-40-3701

上田消費生活センター

上田市材木町1-2-6 県上田合同庁舎6階
☎0268-27-8517
FAX:0268-25-0998

社会経験の少ない若者を

悪質商法が狙っている!!

若者が被害に遭いやすい悪質商法・消費者トラブルをまとめましたので、参考にしてください。

架空請求・不当請求

事例①

パソコンで検索中、無料動画サイトを見つけたのでアクセスした。突然「登録ありがとうございます。2日以内に入会金99,000円をお支払いください。支払いがない場合は自宅や職場を調べて請求します」と書かれた画面が出てきた。支払わなければならないのか。

事例②

携帯電話に債権回収を行っているという業者から以前利用したサイトの未納料金があるというメールが届いた。利用した覚えがなかったので、メールに書かれていた電話番号に連絡をしたところ、「支払わないと裁判になる」と言われた。

アドバイス

- 怪しいサイトにはアクセスしないようにしましょう。
- 身に覚えがない請求は支払う必要はありません。
- 個人情報を知られるおそれがありますので、身に覚えがなければ請求の相手先には連絡をしないようにしましょう。



インターネットショッピング・オークション

事例①

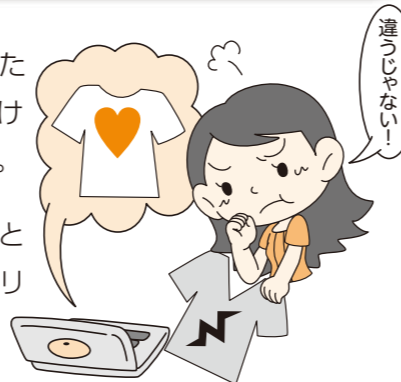
インターネットショッピングでTシャツを購入したが、画面で見っていたイメージとかなり違っていた。返品したいが、業者から「返品は受け付けない旨を画面に表示しているので対応できない」と言われてしまった。

事例②

インターネットオークションでネックレスを落札したが、商品画像とは色もデザインも違っていた。返品を申し出たが、ノークレームノーリターン(何があっても返品できません)ということで対応してくれない。

アドバイス

- インターネットショッピングでは、購入前に事業者の広告画面や返品規定をよく確認しましょう。また、サイト画面や申込み画面は印刷などして保管しておきましょう。
- インターネットオークションでは、個人が出品する商品は中古品が多いので、説明にない不具合があるなどトラブルが発生することがあります。商品説明は必ず確認し、不明な点は申込みをする前に出品者に質問しましょう。
- 先に代金を支払ってしまうと、商品が届かないというリスクがありますので、クレジットカードや振込用紙での後払い、代金引換などの同時支払いを選ぶようにしましょう。また、商品が配送中に破損したり、紛失したりした際に補償がある配送制度を選びましょう。



出会い系サイト

事例①

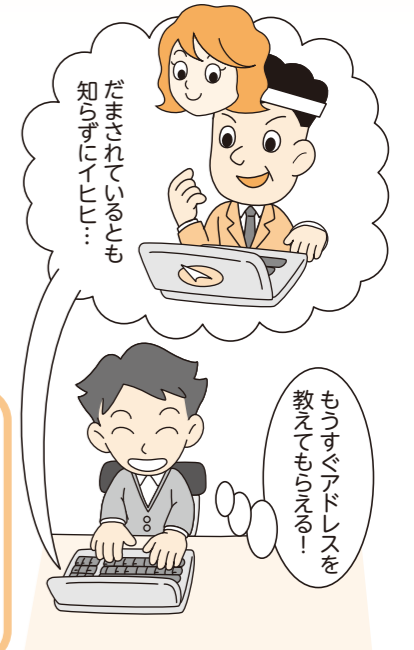
SNSサイトに届いたメッセージの中に、芸能人のマネージャーを名乗る人から「担当している芸能人の悩みを聞いてほしい」というものがあつた。指定されたサイトにアクセスし、その芸能人とメールのやり取りをして悩みなどを聞いた。サイトを通じてメールのやり取りをすると費用がかかるので、芸能人のメールアドレスを教えてもらえることになったが、いつまでたっても教えてもらえない。メールを送る費用ばかりがかかっている。

事例②

副業サイトを検索していたところ、メールでの相談に乗るだけで謝礼がもらえるというサイトを見つけ登録した。3万円を支払い、相談相手とアドレスを交換する権利を購入したが、3分以内にアドレス交換ができなかったということで権利が消滅してしまった。サイトに不満を伝えると、「15万円で上位の権利を購入すれば確実」と言われ、すぐに送金した。しかし、また時間切れでアドレスの交換ができなかった。支払うばかりで全く収入にならない。

アドバイス

- インターネットなどで知り合ったメール交換の相手方を同情心や興味本位から簡単に信用しないようにしましょう。
- サクラ(サイト業者に雇われ、さまざまな人物になりすましてメール交換をする者)サイトによる被害が多発しています。
- 簡単にお金が入るといふ話は、まず疑ってください。



マルチ商法

事例

知人からセミナーに誘われて一緒に出掛けた。よく聞くと、知り合いなどに化粧品を売ることで自分の収入になるという組織への入会の勧誘だった。仮登録をしたが、知り合いなどに売らないと収入にならないという点がとても気になっている。

アドバイス

- 組織に加入しても全員が収益を得ることは計算上ありえません。
- 組織に加入し販売活動をする事業者としての責任が発生します。
- マルチ商法の会員はいつでも解約して退会できます。また、一定の条件のもと、解約料を支払うことで商品を引き取ってもらうことができます。

この他にも...

駅や繁華街の路上でアンケート調査などと称して呼び止めて、喫茶店や営業所に連れて行く「キャッチセールス」、出会い系サイトや故意の間違い電話で近づき、言葉巧みに好意を抱かせ、それに付け込んで商品等を販売する「アポイントメントセールス(デート商法)」などがあります。

困ったことやわからないことがありましたら
お近くの消費生活センター(1面参照)にご相談ください。